

第5期大分県地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和5年9月
大分県

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	-----	2
2 計画の位置付け	-----	3
3 計画の目的	-----	3

第2章 第4期計画の概要と実績

1 第4期計画の概要	-----	4
2 第4期計画の実績	-----	4

第3章 第5期計画

1 計画の期間	-----	6
2 計画の対象	-----	6
(1) 組織及び施設等の範囲		
(2) 対象とする事務及び事業		
(3) 温室効果ガスの種類及び主な発生源等		
3 温室効果ガスの削減実績及び削減目標	-----	7
4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標	-----	8
5 具体的な取組	-----	9
6 計画の推進・点検体制等	-----	11
7 実施状況の報告・公表	-----	12

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、地球上の生物の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされており、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている。県民の生活基盤にも深刻な影響を及ぼすことから、その防止に向けて早急に対策を推進することが求められている。

これまでの国際的な動向としては、1997年（平成9年）12月の「気候変動枠組条約第3回締結国会議」にて採択された「京都議定書」において、我が国は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間の温室効果ガスの排出量を、1990年（平成2年）比で6%削減することを国際的に約束した。これを受けて、1998年（平成10年）には「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体に対して自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガス排出抑制のための実行計画を策定することが義務付けられた。

県では、このような状況を踏まえ、2000年（平成12年）4月に「大分県地球温暖化対策実行計画」を策定し、本県の事業活動等において排出される温室効果ガスの削減に資する取組等を推進してきた。

そして2016年（平成28年）3月に、県内すべての家庭や事業所等から排出される温室効果ガスの削減を推進する「大分県地球温暖化対策地域推進計画」と統合し、新たに「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」（期間：平成28年度～令和2年度）を策定した。本計画は「事務事業編」として、庁内の温室効果ガス排出量削減に資する取組等を継続している。

第4期計画が令和2年度で終了するにあたり、引き続き本県における地球温暖化対策を推進するため、「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定する。

近年の国際情勢としては、2015年（平成27年）12月に途上国を含む全ての国・地域の合意のもと「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の地球温暖化対策に関する新たな国際的枠組みが構築された。協定では、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えるとともに1.5度未満に収まるよう努力することや、できるだけ早い時期に温室効果ガスの排出量増加を止め、21世紀後半には実質ゼロにすることなどが定められている。

また、環境省では、2050年に温室効果ガス又はCO₂の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」として位置付け、2023（令和5）年6月末現在973の地方自治体の実質ゼロ表明を行っている。

大分県においても、2020（令和2）年3月の第3次環境基本計画の見直しに際し、目指すべき環境の将来像として「脱炭素社会」を掲げ、パリ協定の達成に向けた国の取り組みも見据えつつ、「温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け取組を加速させる必要があるとしている。

国においても、2020（令和2）年10月26日に菅首相が国会における所信表明で、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言した。

2021（令和3）年5月に、法が一部改正され、上記宣言を基本理念として位置づけるとともに、その実現に向けて地域再エネを活用した脱炭素化の取組等を推進する仕組み等が定められた。

また、2023（令和5）年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、公営企業を含む地方公共団体が脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされたことを踏まえ、地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度から「脱炭素化推進事業債」が創設された。

2 計画の位置付け

法に基づき、大分県庁が、県全体の計画である大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）における業務部門であることも踏まえ、「事務事業編」として本県が自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガスの削減に資する取組等を推進する。

3 計画の目的

県が率先して庁内の温室効果ガス排出量を削減することにより、一事業所として大分県の温室効果ガス排出量削減に貢献するとともに、県内の家庭や事業所等における地球温暖化対策への取組の気運を高めることで、県全体の地球温暖化対策を一層推進することを目的とする。

第2章 第4期計画の概要と実績

1 第4期計画の概要

- ① 計画期間 2016年（平成28年）度から2020年（令和2年）度までの5年間
- ② 基準年度 2014年（平成26年）度実績
- ③ 削減目標 2014年（平成26年）度基準として温室効果ガス排出量等を5%削減

2 第4期計画の実績（基準年度との比較）

① 2020年（令和2年）度温室効果ガス総排出量実績

項目	単位	H26 (基準年度)	R2			R2 削減目標 (基準年度比)
			排出量	H26(基準年度)比		
				増減量	増減率	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	58,541	37,617	▲20,924	▲35.7%	▲5.0%
電気	t-CO ₂	45,661	25,643	▲20,018	▲43.8%	
※使用量	千kWh	76,296	74,392	▲1,904	▲2.5%	
庁舎冷暖房用等 燃料	t-CO ₂	6,043	6,066	23	0.4%	
ガソリン	t-CO ₂	4,326	3,613	▲713	▲16.5%	
その他（軽油等）	t-CO ₂	2,511	2,295	▲216	▲8.6%	

2020年（令和2年）度の温室効果ガス総排出量の実績は37,617t-CO₂であり、2014年（平成26年）度に比べて35.7%の減少となっている。

項目別にみると、電気が25,643t-CO₂（▲43.8%）、庁舎冷暖房用等燃料が6,066t-CO₂（0.4%）、ガソリンが3,613t-CO₂（▲16.5%）、その他（軽油等）が2,295t-CO₂（▲8.6%）となっている。

【電気】

電気については、使用に係る温室効果ガス排出量が大幅に減少している。これは、東日本大震災以降停止していた原子力発電所が平成27年から順次再稼働したことに伴い、CO₂排出係数が低下したことが主な要因として挙げられる。

一方、使用量については微減となっている。職員の省エネ意識が定着しつつあることから少しずつ減少しているが、今後空調機器等の電化が進み、灯油等のエネルギー消費が抑えられる代わりに電気使用量が上がる見込であること、また近年の極端な気候変動の影響により空調利用の増加などが見込まれることなどを考慮すると、今後電気使用量の大幅な削減は見込めない。

【庁舎冷暖房用等燃料】

庁舎冷暖房用等燃料の使用に係る温室効果ガスの排出量は増加している。本庁舎等の冷暖房機器の更新や室温設定の管理徹底をしているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により窓を開けての使用や新施設の建設が主な要因として挙げられる。

【ガソリン】

ガソリンの使用に係る温室効果ガス排出量は減少している。低燃費車への買換えなどが主な要因として挙げられる。

② 2020年（令和2年）度温室効果ガス排出抑制に資する取組実績

項目	単位	H26 (基準年度)	R2			R2 削減目標 (基準年度比)
			数量	H26(基準年度)比		
				数量	増減率	
コピー用紙購入量 (県立学校除く)	千枚	82,172	67,528	▲14,644	▲17.8%	▲15.0%
コピー用紙購入量 (県立学校分)	千枚	81,579	73,269	▲8,310	▲10.2%	▲6.8%
水の使用量	千m ³	792	643	▲149	▲18.8%	▲5.0%
可燃ごみの排出量	千kg	955	870	▲85	▲8.9%	▲5.0%

【コピー用紙購入量】

コピー用紙購入量について、県立学校以外は17.8%の減少となっている。これまで両面印刷や裏紙の再利用、文書管理システムの利用、ペーパーレス会議の実施等の取組を徹底してきたことが主な要因として挙げられる。

県立学校についても10.2%の減少となっており、県立高等学校へのタブレット端末の導入が主な要因として挙げられる。

【水の使用量】

水の使用量については、18.8%の減少となっている。節水の徹底に加え、県立病院の大規模改修に伴う節水型トイレの導入等が主な要因として挙げられる。

【可燃ごみの排出量】

可燃ごみの排出量については8.9%の減少となっている。コピー用紙や紙ごみの分別回収等による可燃ごみのリサイクル推進が主な要因として挙げられる。

第3章 第5期計画

1 計画の期間

2021年（令和3年）度を初年度とする2025年（令和7年）度までの5年間

2 計画の対象

(1) 組織及び施設等の範囲

組織及び施設等の範囲は、地方機関等を含めた全ての機関とする。

（部局等名）

総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部

(2) 対象とする事務及び事業

上記機関が行う事務・事業を対象とする。ただし、指定管理者を指定した施設等民間に委託して行う事業等は含まない。

(3) 温室効果ガスの種類及び主な発生源等

計画の対象となる温室効果ガスは、法により下表の7物質とされている。また、県の事務・事業における各ガスの主な発生源は、下表のとおりである。

種類	主な発生源	本県の事務・事業における主な発生源
二酸化炭素	石油、石炭等化石燃料の燃焼等	・電気使用 ・燃料（ガソリン、灯油、重油等）の燃焼
メタン	稲作、家畜の腸内発酵等	・家畜の腸内発酵 ・ガソリン、軽油の燃焼
一酸化二窒素	燃料の燃焼、工業プロセス、農業等	・施肥 ・ガソリン、軽油の燃焼
ハイドロフルオロカーボン（13種）	スプレー製品の噴射剤、カーエアコン、冷蔵庫の冷媒等	・エアコン、カーエアコン、冷蔵庫等の冷媒
パーフルオロカーボン（7種）	半導体洗浄等	・県の事務事業からは発生しない。 （電子部品や電子装置の製造過程で使用される）
六ふっ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	・変電設備に封入される電気絶縁ガス。
三ふっ化窒素	半導体製造での関連装置の洗浄等	・県の事務事業からは発生しない。 （半導体製造での関連装置の洗浄等で使用される）

3 温室効果ガスの削減実績及び削減目標

○ 2022年（令和4年）度温室効果ガス総排出量実績

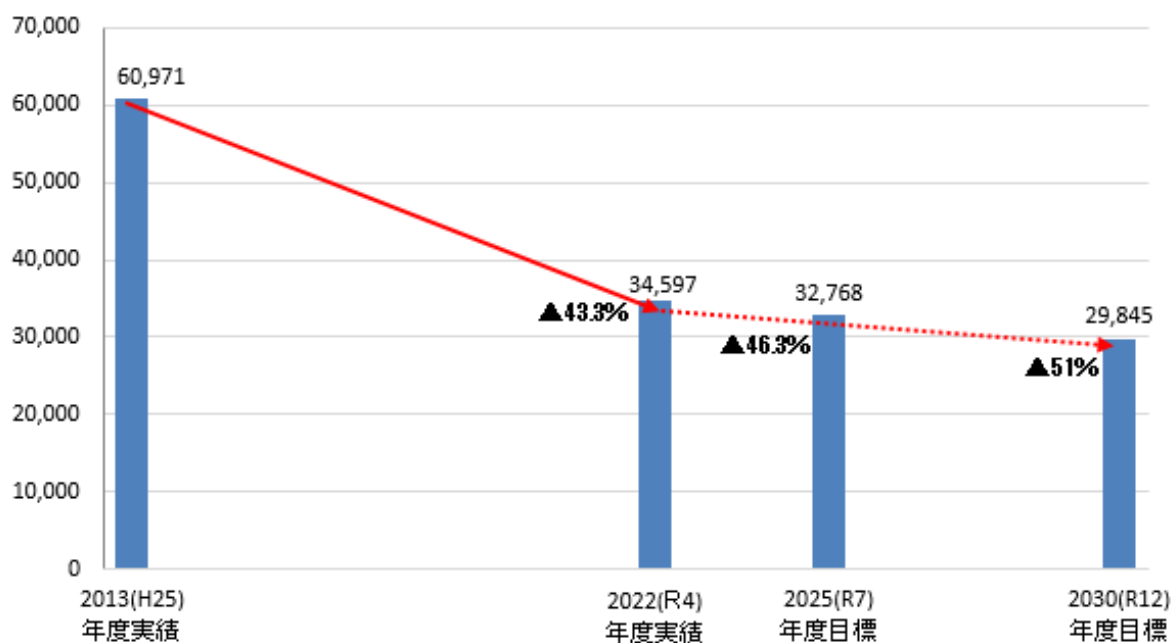
項目	単位	H25 (基準年度)	R4		
			排出量	H25(基準年度)比	
				増減量	増減率
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	60,971	34,597	▲26,374	▲43.3%
電気	t-CO ₂	47,318	22,951	▲24,367	▲51.5%
※使用量	千 kWh	73,530	78,887	5,357	7.3%
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO ₂	6,627	5,910	▲717	▲10.8%
ガソリン	t-CO ₂	4,504	3,249	▲1,255	▲27.9%
その他（軽油等）	t-CO ₂	2,522	2,487	▲35	▲1.4%

○削減目標

＜温室効果ガス排出量＞

2013（平成25）年度に対し、2025年（令和7年）度における温室効果ガス総排出量を**46.3%削減**する。

温室効果ガス総排出量



◆削減目標設定の考え方

大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のうち、業務部門の削減目標（2013年度を基準とし、2030年度に51%削減）をもとに目標削減率を設定している。

4 温室効果ガス排出抑制に資する取組の目標

直接温室効果ガス排出量の算定対象ではないが、社会全体でみて温室効果ガスの排出を減じる効果のある取組を行う。

○削減目標

2019年（令和元年）度に対し、2025年（令和7年）度までにコピー用紙の購入量を15%、水の使用量、可燃ごみの排出量を5%削減する。

○ 項目別数値

取組項目	基準年度 2019年（令和元年）度	目標年度数値 2025年（令和7年）度	削減目標
コピー用紙の購入量 （県立学校を除く）	71,140千枚	60,469千枚	15%削減
コピー用紙の購入量 （県立学校）	78,382千枚	66,625千枚	15%削減
水の使用量	749千m ³	712千m ³	5%削減
可燃ごみの排出量	897千kg	852千kg	

◆削減目標の設定の考え方

コピー用紙の購入量は、第4期計画の目標を引き継ぎ、15%削減を目標として設定する。本計画から、県立学校についても同じく15%削減を目標として設定する。

水の使用量及び可燃ごみの排出量については、省エネ法に基づく年1%以上のエネルギー使用効率改善の努力義務に準じて、第4期計画と同じ5%の削減を目標として設定する。

5 具体的な取組

削減目標を達成するために、以下の取組を行う。

また、環境省が主導する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（デコ活）に資する取組も行う。

項目	職員の意識・行動による対策	施設管理、設備導入等の対策
電気、庁舎 冷暖房用 等燃料	<p>電灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前の部分点灯 ・昼休みの全部消灯 ・超過勤務時の部分消灯 ・定時退庁日の取組徹底 ・廊下等の不要な照明の節電 <p>〇A機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの省エネモード（電源オプション）を活用した、不使用時のディスプレイOFF、休止状態の設定 ・省エネタップ利用及び不使用時のスイッチオフによる待機電力遮断 <p>空調等その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房装置、パッケージエアコンの運転管理 室内温度の目安 ：冷房28℃、暖房19℃ ※ 体調管理等に配慮したうえで設定 ・ブラインド等の活用による空調の効率化 ・移動時の階段利用の推進 ・電気製品等の必要最低限の設置・使用（テレビ、電気ストーブ等） 退庁時や不使用時のコンセントOFF ・全熱交換器フィルターや全熱交換ユニットの清掃を空調保守委託の仕様を含める。 	<p>電灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯インバータ化の拡大（地方機関） ・公共施設又は公用施設へのLED照明等の省エネ型照明の拡大 <p>〇A機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合機、コピー専用機、プリンターの適正配備 <p>再エネ導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置可能な県有施設（敷地を含む）について、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整を考慮しつつ、その性質上適さない場合を除き、太陽光発電設備等を最大限設置することを目指す。 ※「その性質上適さない場合」とは、早期の売却が予定されている場合や建築物・土地の用途等から検討するまでもなく太陽光発電設備等の設置が困難であることが明らかである場合をいう。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進 <p>省エネ推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、改修時において公共施設又は公用施設のZEB化を目指し、可能な限り省エネ性能向上のための措置を講じる。 ・屋上緑化、敷地内緑化、緑のカーテンの設置 ・省エネルギー型設備の導入 ・買い替え時等における省エネルギー型機器への転換

<p>ガソリン</p>	<p>エコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速、空ふかしの禁止 ・不要な荷物の積載禁止 ・タイヤ空気圧の確認・調整 <p>移動における公共交通機関等の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の可能な範囲での利用 ・短距離移動の場合の徒歩、自転車の利用 	<p>公用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の買い替え時等において、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、ハイブリット車等の電動車を可能な限り導入する。
<p>コピー用紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピーの削減 (例) DocuWorks Desk で一度内容等を確認したうえで印刷 テストコピーを両面印刷済み用紙等で行う 等 ・両面コピー、2 in 1 コピーの徹底 ・内部検討資料等での裏紙利用 ・ペーパーレス会議の推進 ・不必要なFAX送信状の省略 ・FAX受信の両面印刷設定 ・行政文書管理システムの利用 ・不必要なカラーコピーの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター等の積極的な活用 ・タブレット型端末やノートパソコン等活用による協議・会議の実施 ・コピー用紙の裏紙使用箱の設置 ・電子申請システムの推進
<p>水の 使用量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面所、給湯室等での節水 ・水漏れ点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・センサー式自動水栓設置の拡大（地方機関）

ごみの 排出量	ごみの削減（リデュース） <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等の廃棄削減 ・シュレッダー使用の限定化（機密文書等に係る使用のみ） ・マイバッグの使用 ・割り箸の不使用（マイ箸） ・水筒の持参（マイカップ、マイボトル） 	
	再利用（リユース） <ul style="list-style-type: none"> ・内部検討資料等での裏紙利用（再掲） ・使用済封筒の再利用 ・ファイル、図面袋等の再使用 ・事務用品等の修理による長期使用 	再利用（リユース） <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の裏紙使用箱の設置（再掲） ・複合機の給紙トレイに裏紙をセット
	再生利用（リサイクル） <ul style="list-style-type: none"> ・紙ごみ、雑がみ等可燃ごみの分別 ・缶、瓶、ペットボトル等の分別 ・詰め替え可能製品の活用 	再生利用（リサイクル） <ul style="list-style-type: none"> ・インクカートリッジのリサイクル（回収箱の設置等） ・執務室等への分別回収箱の設置

○その他（製品等の購入）

- ・グリーン購入特定調達品目については、調達基準を達成している製品を購入する。
例）コピー用紙・・・総合評価値が80以上の製品を購入する 等
- ・グリーン購入特定調達品目でない場合でも、間伐材や大分県リサイクル認定製品等の再生材料から作られた製品の購入を推進する。
- ・フロン類を使用していない製品の購入を徹底する。

6 計画の推進・点検体制等

（1） 計画の推進・点検体制

環境マネジメントシステムの一環として、同システム要綱第12条第1項に基づき、実行計画の進捗状況等については外部評価が行われる。

（2） 研修及び啓発

① 研修

- ・既存の研修制度への環境教育の導入
- ・エコオフィス活動推進員の研修

② 啓発

- ・庁内掲示板（e-オフィスシステム全庁向けお知らせ）等活用による職員向け情報提供及び啓発

7 実施状況の報告・公表

(1) 実施状況の報告

環境管理責任者は、年1回温室効果ガス総排出量の算定及び計画推進状況をまとめ、環境管理委員会に報告する。

環境管理委員会は計画の進捗状況について点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 実施状況の公表

実施状況については年1回公表する。